

令和6年神審第16号

裁 決

旅客船A岸壁衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 五級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官上田容之出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和6年3月25日06時41分

富山県伏木富山港新湊区

2 船舶の要目

船 種 船 名 旅客船A

総 ト ン 数 44トン

全 長 17.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 154キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和63年10月に進水し、上方から順に船橋楼甲板、上甲板を有し、船橋楼甲板の船首側に操舵室が配置され、同室前部中央に舵輪及び機関遠隔操縦装置を、同部右舷側にレーダーを装備した、最大搭載人員が、航行予定時間1.5時間未満で、車両を搭載する場合、旅客が80人で船員が2人、同時間未満で車両を搭載しない場合、旅客が110人で船員が2人の、2機2軸を有する鋼製旅客船兼自動車渡船で、a受審人ほか1人が乗り組み、旅客1人を乗せ、船首尾とも1.0メートルの喫水をもって、令和6年3月25日06時37分新湊西防波堤灯台南方約860メートルに位置する伏木富山港新湊区の発着場（以下「越の潟発着場」という。）を発し、新湊東防波堤灯台南方約1,200メートルに位置する同港同区の発着場（以下「堀岡発着場」という。）に向かった。

ところで、Aは、越の潟発着場と堀岡発着場との間を1日に34往復し、同船を所有し、運航管理を行う富山県が作成した安全管理規程によれば、両発着場間の距離は770メートル、運航所要時間は約5分で、同規程中の運航基準では、越の潟発着場を出航した場合、堀岡発着場まで100メートルの距離となったとき、機関を半速力前進から微速力前進、続いて中立運転とし、その後、惰力で航行し、同発着場まで50メートルの距離となったとき、機関を後進に掛けて行きあしを止め、着岸予定地点まで15メートルとなったとき、ほぼ停止状態で着岸することとされていた。

なお、前示運航基準では、極微速力は1.0ノット、微速力は機関回転数毎分800で2.0ノット、半速力は機関回転数毎分1,500で4.0ノット、航海速力は機関回転数毎分2,200で8.0ノットとされていた。

また、a 受審人は、令和 5 年 4 月に船長として A に乗り組み、平素から、越の潟発着場を出航した場合、堀岡発着場の南方の岸壁（以下「堀岡南方岸壁」という。）まで約 100 メートルとなった地点（以下「予定回頭開始地点」という。）で、機関を中立運転とし、左舵をとって同発着場に向けていた。

a 受審人は、レーダーを休止し、機関長を機関室に配し、旅客が船室のソファで休息するなか、伏木富山港新湊区に架かる新湊大橋南方沖合を堀岡発着場に向けて東行し、06 時 38 分半僅か前新湊西防波堤灯台から 187.5 度（真方位、以下同じ。）920 メートルの地点で、針路を 116 度に定め、機関を回転数毎分 1,600 とし、6.0 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、舵輪の右後方に立った姿勢で操船に当たり、06 時 40 分僅か前新湊西防波堤灯台から 173 度 1,040 メートルの地点に至り、針路を堀岡南方岸壁に向く 088 度に転じ、予定回頭開始地点で、平素と同じく、機関を中立運転とし、左舵をとって堀岡発着場に向ける予定で、下方を向いた姿勢で、眼を閉じ、考え事をしながら続航した。

a 受審人は、06 時 40 分新湊西防波堤灯台から 171.5 度 1,050 メートルの地点に達したとき、堀岡南方岸壁が正船首 180 メートルのところとなり、その後同岸壁に向首したまま接近する状況であったが、考え事をしていた、目視で自船と堀岡南方岸壁との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、予定回頭開始地点を通過して堀岡南方岸壁に向首したまま続航し、06 時 41 分僅か前ふと顔を上げて船首方を

見たところ、至近に同岸壁を認め、急いで機関を全速力後進としたものの、効なく、06時41分新湊西防波堤灯台から161.5度1,080メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、堀岡南方岸壁に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは右舷船首部外板に擦過傷を、堀岡南方岸壁はコンクリート部に欠損をそれぞれ生じ、乗組員が右肋骨多発骨折を、旅客が背部打撲傷をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、伏木富山港新湊区において、堀岡発着場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、堀岡南方岸壁に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、伏木富山港新湊区において、堀岡発着場に向けて航行する場合、堀岡南方岸壁に向首接近することのないよう、目視で自船と同岸壁との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、考え事をしていて、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、堀岡南方岸壁に向首したまま接近する状況に気付かず、同岸壁に衝突する事態を招き、船体及び岸壁に損傷を生じさせるとともに、乗組員及び旅客を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年1月8日

神戸地方海難審判所

審判官 前田 昭 広